

重要事項説明書

(介護・訪問看護)

1 訪問看護かがやきかがやきの概要

事業所名	社会医療法人慶明会 訪問看護ステーションかがやき
所在地	宮城県東諸郡国富町岩知野字六江762番地
サービスの種類	訪問看護（介護保険指定番号4561990047）
サービス提供地域	国富町・宮崎市・綾町・西都市

2 職員体制

	資格	常勤・非常勤
管理者	看護師	1名
従事者	看護師	5名以上
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1名以上
	事務職員	1名以上

3 営業日・時間

平日 午前 8:15～午後 5:15

土曜日 午前 8:15～午後 5:15

※休業日は、日曜・祭日・年末年始（12月30日～1月3日）

※ 営業日・営業時間帯に関わらず、24時間体制を取っておりますので緊急時などは時間外でも対応可能です。

4 サービス内容

自宅で療養されている方が安心して療養生活が送れますように主治医の指示を受けて当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問致します。

- ・病状、障害の観察（バイタルチェック）
- ・医療処置の実施及び指導（吸引・酸素吸入・カテーテル管理・褥創の処置等）
- ・看護、介護技術の実施と指導（洗髪・清拭・入浴・排泄・体位保持等）
- ・栄養、食事療法に関する相談と指導
- ・リハビリテーションの実施と指導
(理学療法士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりの訪問となる。)
- ・ターミナル（終末期）ケア
- ・認知症患者の看護
- ・介護用品の紹介や工夫の仕方と実施

- ・療養生活環境の調整と指導
- ・かかりつけ医師への連絡調整及び報告
- ・行政機関やサービス、他施設利用に関する情報提供や調整
- ・その他、医師の指示による医療処置、介護・看護に関する相談

5 利用料金

(1) 基本利用料

介護保険でのサービスを利用する場合は、割合の負担額となります。

但し、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の金額を負担頂くこととなります。

※料金設定の基本となる時間は、ケアプランに定められた時間を基準とします。

【料金科1】：1割負担料金の場合

所要時間	自己負担額	夜間・早朝	深夜
20分未満	314円	25%加算	50%加算
30分未満	471円	25%加算	50%加算
30分以上 1時間未満	823円	25%加算	50%加算
1時間以上 1時間30分未満	1,128円	25%加算	50%加算
理学療法士等による リハビリ	294円/20分		

【料金科2】：1割負担料金の場合

	自己負担額
①緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600円
〃 (Ⅱ)	574円
②特別管理加算(Ⅰ)	500円
特別管理加算(Ⅱ)	250円
③退院時共同指導加算	600円
④初回加算(Ⅰ)	350円
初回加算(Ⅱ)	300円
⑤看護・介護職員連携強化加算(Ⅰ)	250円
⑥複数名訪問看護加算 (30分未満)	254円
(30分以上)	402円
⑦専門管理加算	250円
⑧長時間訪問看護加算	300円
⑨口腔連携強化加算	50円
⑩サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3円
⑪看護体制強化加算(Ⅰ)	550円
看護体制強化加算(Ⅱ)	200円
⑫ターミナルケア加算	2,500円

(2) 保険適用外の利用料は、実費負担となります。

	自己負担額
①衛生材料費	使用時の料金
②エンゼルケア費	10,000 円+1,000 円 (材料費)

①緊急時訪問看護加算

利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制を整え、必要に応じて緊急訪問を行う体制に認められている加算料です。月初めの初回訪問時に加算されます。

②特別管理加算(1)(2)

利用者が特別な管理が必要な処置を受けておられる時に、その管理を訪問看護師が行う事で認められている加算です。月初めの初回訪問時に加算されます。

③退院時共同指導加算

入院中・入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行なった場合に加算されます。

④初回加算(1)(2)

新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に加算されます。

⑤看護・介護職員連携強化加算

特定行為業務・喀痰吸引等を円滑に行うため連携強化した場合に加算されます。

⑥複数名訪問看護加算

同時に複数の看護師等が一人の利用者に対して訪問看護を行った時に加算されます。

⑦専門管理加算

緩和、褥瘡、人工肛門、人口膀胱に関わる専門の研修を受けた看護師・特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護に関わる計画的な管理を行った場合に加算されます。

⑧長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象者で、訪問の所要時間が1時間30分以上となる時に加算されます。

⑨口腔連携強化加算

口腔の状態の確認を行い、歯科専門職の連携の下、口腔衛生状態や口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、情報提供を行った場合に加算されます。

⑩サービス提供体制強化加算

職員の勤続年数等の要件を満たした場合に算定されます。

⑪看護体制強化加算(I)(II)

医療ニーズへの対応を強化する為の体制を満たし、要件を満たす場合に算定されます。

⑫ターミナルケア加算

要件を満たしターミナルケアを提供した場合に加算されます。

(3) 料金のお支払い方法

料金は、月ごとの精算とし毎月 10 日頃までに前月分の請求を致します。月末迄にお支払い下さい。支払い時に領収書を発行致します。銀行等からの口座振替と現金払いのどちらからかお選び頂けます。

6 交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方の交通費は無料です。

7 キャンセル

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

キャンセル料金はかかりません。

8 サービスの利用開始

ご利用については、かかりつけ医師の指示が必要です。かかりつけの医師がない場合は、当ステーションにご相談下さい。

居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員（ケアマネージャー）へご相談下さい。

9 サービスの終了

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日を事前に申し出て下さい。

(2) 当ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスを終了させて頂く場合は、できる限り早急に文書で通知致します。

(3) 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。）

- ・利用者が介護保険施設や病院等に入院した場合。
- ・利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合。この場合は、契約を変更して再度契約することができます。
- ・利用者がお亡くなりになった場合。

10 緊急・事故発生時の対応

サービス提供中に様態の変化等があった場合は、速やかにかかりつけ医師等へ連絡し必要な措置を講じます。

11 損害賠償

利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し利用者や利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

但し、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、損害額を減ずるものとします。

12 個人情報保護

利用者又はその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努め、訪問看護の提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

13 虐待の防止のための措置

虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じています。

- (1) 虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について、従業員へ周知徹底を行います。
- (2) 担当者を設置し、従業員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに通報するものとします。

14 身体抑制等の原則禁止

サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

又、やむを得ず身体拘束を行う場合は、本人又は家族に対し身体拘束の内容・理由・期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並び理由を記載します。

15 ハラスメントの対策

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じています。

- (1) 利用者、利用者の家族等からの事業所や従業員、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他の著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約の廃止をさせて頂く場合があります。

16 業務継続計画の策定（災害・感染）

感染症の蔓延や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定しています。

- (1) 感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務が行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には、通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて必要な訪問を行います。
- (3) 災害・感染症蔓延時は、他の協カステーション・併設病院職員の協力を得ることがあります。

17 サービス内容に関する相談・苦情担当

提供された訪問看護サービスの内容や従事者の態度等についての相談・苦情はいつでも担当者にご連絡下さい。

(1) 当ステーション利用者相談・苦情担当

ステーション管理者 深田 孝子 電話 0985-75-9880

(2) その他

宮崎県国民健康保険団体連合会 電話 0985-35-5301

宮崎市介護保険課 電話 0985-21-1777

国富町保健介護課 電話 0985-75-9423

綾町福祉保健課 電話 0985-77-1114

西都市健康管理課 電話 0983-43-3024

18 その他

当事業所において、看護学生の臨地実習受け入れ施設として協力をしております。学生の臨地実習は以下の基本的な考えで臨むことにしておりますので、看護教育の必要性をご理解いただきご協力お願い致します。

- ① 学生が看護援助を行う場合、事前に十分かつ分かりやすい説明を行い利用者又は、利用者の家族の同意を得て行います。
- ② 学生が看護援助を行う場合、安全性の確保を最優先とし事前に看護教員や看護師の助言・指導を受けています。
- ③ 利用者及びご家族の方は、学生の実習に関する意見・質問がある場合、同行の看護師に直接尋ねることができます。
- ④ 利用者及び利用者のご家族の方は、学生の同行訪問に同意した後も学生が行う看護援助に対して無条件に拒否できます。又拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。
- ⑤ 学生は臨地実習を通して知り得た利用者及び利用者のご家族の方々に関する情報について、他者にもらすことのないようプライバシーの保護に留意します。